

VOL.2302

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。

ご自身にどう当てはめたらよいかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[今月のテーマ]

～調書提出者をターゲットにした税務調査が増えています！～

「財産債務調書」と「国外財産調書」について

[contents]

- ◆ 財産債務調書について
- ◆ 国外財産調書について
- ◆ 過少申告加算税等の軽減措置及び加重措置について



税理士法人 トータル財務プラン
行政書士法人 トータル財務プラン
一般社団法人 トータル財務プラン
株式会社 トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号
ライオンズ三宮ビル2F

TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

～調書提出者をターゲットにした税務調査が増えています！～ 「財産債務調書」と「国外財産調書」について

1. はじめに

皆様が確定申告をした際の所得金額や現在お持ちの財産等の額により、財産の種類、数量、価額など必要事項を記載した「財産債務調書」「国外財産調書」を作成する事が義務付けられています。

近年、調書提出者をターゲットにした税務調査が増えている傾向があり、その結果、調書の作成が不十分なことにより、加算税の割合が加重で追徴されたケースも散見されています。今回は、再度、提出義務のある方、対象物等を確認していきたいと思えます。

2. 財産債務調書について

◆対象者

所得税の確定申告書を提出する方で、次の1および2のいずれにも該当する方です。

- 1 その年分の退職所得を除く各種申告所得金額の合計額が2,000万円を超えること
各種所得金額の合計額は、申告分離課税の所得がある場合は、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、各種繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額で判断します。
- 2 その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産を有すること
(相続開始年に相続または遺贈により取得した財産については、合計額の判定から除くことができます。)
ここでいう「財産の価額」とは財産の価額の総額をいい、財産の価額から債務の金額を差し引いた金額ではありません。

◆対象物

その年の12月31日において保有する財産及び債務が対象となります（国外に所在するものを含みます）。

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」または時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

◆申告等の方法

その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地を所轄する税務署に提出します。

財産債務調書を提出する場合には、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

The image shows two forms related to property and debt statements. The left form is titled '令和 年 月 日 令和 年 12月31日分 財産債務調書合計表' (令和 年 月 日 令和 年 12月31日分 財産債務調書合計表) with the code 'FA 6003'. It includes fields for '住所' (Address), '氏名' (Name), '生年月日' (Date of Birth), and '個人番号' (Personal Number). Below these are two tables for listing assets and liabilities, with columns for '財産の区分' (Asset Category), '財産の価額又は取得価額' (Asset Value or Acquisition Value), and '取得の価額' (Acquisition Value). The right form is titled '令和 年 12月31日分 財産債務調書' (令和 年 12月31日分 財産債務調書) with the code 'FA 6103'. It includes similar personal information fields and a table for listing assets and liabilities, with columns for '財産債務の区分' (Asset/Liability Category), '種類' (Type), '用途' (Use), '所在' (Location), '数量' (Quantity), and '備考' (Remarks).

3. 国外財産調書について

◆提出義務者

その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産（相続開始年に取得した相続国外財産については、その合計額の判定から除くことができます。）を有する「非永住者以外の居住者」である方です。

ここでいう「居住者」および「非永住者」は、所得税法に規定する居住者および非永住者をいい、居住者であるかどうかの判定は、その年の12月31日の現況により判定します。

所得税法に規定する「居住者」とは、国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいい、「非永住者」とは、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年以下である個人をいいます。

◆対象物

その年の12月31日において保有する国外財産が対象となります。

国外財産とは、「国外にある財産をいう」とされ、「国外にある」かどうかの判定は、財産の種類ごとに、その年の12月31日の現況で行います。

また、国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」または時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされており、その邦貨換算は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

◆申告等の方法

その年の翌年の3月15日までに、所得税の確定申告をする必要がある方は、その納税地を所轄する税務署に、所得税の確定申告をする必要がない方は、住所地（国内に住所がない場合は居所地）を所轄する税務署に提出します。

国外財産調書を提出する場合には、「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

FA5003

令和〇〇年12月31日分 国外財産調書合計表

FA5102

令和〇〇年12月31日分 国外財産調書

4. 過少申告加算税等の軽減措置及び加重措置について

◆各調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置

各調書の提出を提出期限内に提出した場合には、調書に記載がある財産又は債務に係る所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産又は債務に係る過少申告加算税または無申告加算税（以下「過少申告加算税等」といいます。）が5パーセント軽減されます。

例：過少申告加算税 通常 10%→軽減適用後 5%

◆各調書の提出等がない場合の過少申告加算税等の加重措置

各調書の提出が提出期限内にない場合または提出期限内に提出された各調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税等・相続税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その債権または債務に係る過少申告加算税等が5パーセント加重されます。

例：過少申告加算税 通常 10%→加重適用後 15%

5. 最後に

調書の作成段階においては、税額に直接影響しないため、提出しなくても特に問題ない、内容も大まかな数字でいいと重要視されていない方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、調査で指摘された際に余計な加算税を払わされるといったケースにもなりかねません。

財産の種類によっては時価評価を要するものもありますので、調書の提出義務があるかの判定も含め、ご自身の財産状況を確実に弊社担当者に伝えていただければと思います。

執筆者 鞆 明彦